広　報　資　料
平成21年３月26日
警　　察　　庁

# 出会い系サイトにおける児童でないことの確認の方法の厳格化の施行状況について

～改正国家公安委員会規則（児童でないことの確認の方法の厳格化）…平成21年２月１日施行～

## １　児童でないことの確認の方法【第５条】

○　原則として
・　ファックス等で運転免許証等の必要部分を送付させる方法
・　クレジットカード等による利用料金の支払いを求める方法
のいずれかにより、確認しなければならない。

○　例外として、出会うために必要な情報の授受が制限されている異性交際希望者については、自己申告による確認で足りる。

(注)改正前は自己申告による確認で足りるものとされていた。

## ２　児童でないことの確認の方法の届出状況（２月28日現在）

※重複あり

| 児童でないことの確認の方法 | サイト数 |
|---|---|
| 運転免許証等の送付による確認 | ５７５ |
| クレジットカード等による支払う旨の同意 | ８０３ |
| 運転免許証、クレジットカード等による確認後ID.PW付与 | １,０８１ |
| 識別符号付与業務を委託 | ４１ |

（特定情報提供役務の提供を受けない場合）　※重複あり

| 児童でないことの確認の方法 | サイト数 |
|---|---|
| 年齢、生年月日の自己申告 | ２００ |
| YES/NO方式の自己申告 | ３９ |

特定情報…出会うために指定する日時・場所及びメールアドレス等の連絡先に係る情報

※　警告状況（２月１日以降）
　届出した確認方法を確実に行っていなかった28事業者に対し警告を行った。

## ３　届出事業者数及び届出サイト数（２月28日現在）

| 事業者数 | 事業形態別 | | サイト数 | 事業形態別 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 法人 | 個人 | | 法人 | 個人 |
| ７１４ | ６２４ | ９０ | ２,５２７ | ２,３２１ | ２０６ |

※１月５日現在～４３２事業者１,６２７サイト

## ４　今後の対応

○　児童でないことの確認が確実に実施されているかの検証を行い、悪質な事業者に対する行政処分、取締りの実施

○　児童被害防止に向け出会い系サイト事業者に対する監督措置の継続